省　令

○総務省令第十号

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十三条第二項第一号の規定に基づき、地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成二十年総務省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方法人特別税の収入見込額」を「交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方法人特別税の額」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第二号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十七日

防衛大臣　小野寺五典

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（平成十九年防衛省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「合算した数値」の下に「（当該駐留軍等の再編が駐留軍の部隊又は機関の編成又は配置の変更である場合であって法第二条第三号の施設及び区域（以下この号において「施設及び区域」という。）が所在していない市町村に新たに施設及び区域を設置するものである場合において、当該数値が一・一を下回るときは一・一）」を加える。

第八条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「であって、再編点数が増加する場合には、」を「から」に改め、「いう。）」の下に「までの間である場合には、上限終了年度」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条中第七項を第十一項とし、第六項を第十項とし、第五項の次に次の四項を加える。

6　第三項の場合において、修正後の年度の計画点数が、上限終了年度の計画点数の二分の一を下回るときは、上限終了年度の計画点数に二分の一を乗じて得た数値とする。

7　前項の場合において、対象市町村に他の駐留軍等の再編に係る再編点数があるときは、上限終了年度の計画点数の二分の一を下回った点数について、当該再編点数のうち最も大きいものから順次に減じるものとする。

8　第一項の数値の修正が上限終了年度後である場合には、当該修正を行った年度以後の計画点数は、修正した再編点数から当該修正を行った年度前の全ての年度の計画点数を減じて得た数値に当該修正を行った年度以後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を当該修正を行った年度から交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。

9　第四項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第四十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条第十項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百号（小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

表注26(1)ア中「同規則」を「設備規則」に改め、同(1)イ中「第2号」の次に「並びに第49条の23の2」を加える。

○総務省告示第四十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十五条第一項第一号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百四十五号（地方税法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月一日から施行する。

平成二十六年二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

「独立行政法人製品評価技術基盤機構　独立行政法人原子力安全基盤機構　独立行政法人土木研究所」を「独立行政法人製品評価技術基盤機構　独立行政法人土木研究所」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年二月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四六〇三	二六、二、七	剱山　清
四六〇四	二六、二、七	清水　潔
四六〇五	二六、二、七	玉井　政利
四六〇六	二六、二、七	開　眞一

○外務省告示第六十三号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十六年二月十七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十六年二月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成26年2月17日	2013年3月13日	TZ0826259

○外務省告示第六十四号

平成二十六年二月十一日にイスラマバードで、シンド州南部農村部女子前期中等教育強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　シンド州南部農村部女子前期中等教育強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　八億八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　猪俣弘司在パキスタン大使

パキスタン側　セティ・ナルギス財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官

平成二十六年二月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第五十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第三項及び第四項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件（昭和五十年七月大蔵省告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

○法務省告示第八十八号

石川県羽咋郡宝達志水町役場保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年三月二十八日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宝達志水町役場又は金沢地方法務局七尾支局に照会すること。

平成二十六年二月二十七日

法務大臣　谷垣　禎一

石川県羽咋郡北大海村大字北川尻井八十五番地

青山　くり